

# 瀬古マザー園指定居宅介護支援事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人名古屋ライトハウスが設置する瀬古マザー園指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

## (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 瀬古マザー園指定居宅介護支援事業所

(2) 所在地 名古屋市守山区瀬古二丁目301番地

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤：**介護支援専門員と兼務**)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 介護支援専門員 **2名以上**

介護支援専門員は、指定居宅介護支援、介護予防支援の提供に努める。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日と12月29日から1月3日までは除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析票の種類 秀和システムアセスメントシステム
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
- (5) モニタリングの結果記録 最低月1回

2 次条の通常範囲を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

- (1) 事業の実施地域を越える場合の交通費は、一律500円とする。
- (2) 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意をする旨の文書に署名(記名押印)を受け取るものとする。

(通常事業の実施地域)

第7条 通常事業の実施地域は、名古屋市守山区及び東区、北区の区域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回以上
- (3) 権利擁護に関する研修 年1回以上
- (4) 認知症ケアに関する研修 年1回以上
- (5) 介護予防に関する研修 年1回以上

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低2年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人名古屋ライトハウスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成15年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成17年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成19年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成22年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成24年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成24年12月1日から施行する。

改正後の規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成30年1月1日から施行する。

改正後の規程は、平成30年7月2日から施行する。

改定後の規程は、平成30年8月1日から施行する。

改定後の規程は、平成30年10月1日から施行する。

改定後の規程は、令和2年4月1日から施行する。

改定後の規程は、令和3年4月1日から施行する。

改定後の規程は、令和7年2月1日から施行する。